

令和2年第11回定例会

江東区教育委員会会議録

令和2年11月13日（金）

江東区教育委員会

令和2年第11回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和2年11月13日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和2年11月13日（金）午前10時48分
- 3 開会場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、進藤孝（教育長職務代理者）、眞貝裕利子、鈴木清人、本田和恵
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、大町学務課長、伊藤指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、堀越教育支援課長（教育センター所長兼務）、河野地域教育課長、栗原江東図書館長、佐久間主任指導主事

6 議題

日程第1 議案第53号 令和2年度江東区一般会計補正予算（第6号）

7 報告事項

- (1) 令和3年度生江東区奨学資金貸付運用方針について
- (2) 第2期教育推進プラン・江東（素案）について
- (3) 令和2年特別区職員の給与に関する報告及び勧告について
- (4) 江東区SNS教育相談2020の実施状況について
- (5) 令和3年度教育センターの改修工事について

8 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより、令和2年第11回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。進藤委員、眞貝委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1、議案第53号、令和2年度江東区一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第53号、令和2年度江東区一般会計補正予算（第6号）、上記の議案を提出する。令和2年11月13日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案

を提出します。

それでは、補正予算（第6号）について御説明をいたします。新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため5回にわたり補正予算を編成し、必要となる取組や支援をこれまで行ってきたところですが、今後も新型コロナウイルス感染症をはじめとした喫緊の課題に対し、時機を逸せず迅速に対応していくために補正予算を緊急的に編成するものであります。

資料1を御覧願います。1枚おめくりいただきまして、1ページの令和2年度江東区一般会計補正予算（第6号）総括を御覧ください。今回の本区全体の補正額は2億6,200万円の増額で、補正前の額に対して0.95%の伸びとなっております。歳入増の主なものは、第18款繰入金、1億7,358万7,000円、続いて第15款都支出金、第14款国庫支出金となっております。

歳出は、第7款教育費が最多で1億7,434万7,000円、続いて第3款民生費の4億8,539万5,000円、第4款衛生費の3億8,225万8,000円の増額となっております。

次に、教育委員会事務局に係る予算の補正について御説明をいたします。2ページの歳入歳出予算総括を御覧ください。歳入は、第14款国庫支出金と第15款都支出金合わせて4億2,273万7,000円の増額となっております。歳出は、第7款教育費、第2項小学校費、第3項中学校費で増額となっており、教育委員会事務局所管の歳出補正額の合計は1億7,434万7,000円の増となっております。

次に、歳入について御説明いたします。1枚おめくりいただきまして、3ページ、歳入事項別明細書を御覧ください。第14款国庫支出金は、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、第15款都支出金は、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業補助金の増額によるものになります。

続いて歳出についてですが、こちらは別紙にて御説明いたします。1枚物ですけれども、別紙を御覧いただければと思います。「令和2年度一般会計補正予算（第6号）概要について」を御覧ください。そこに記載のありますとおり、小中学校教育情報化推進事業として、児童・生徒に1人1台のタブレット端末を整備し、授業や家庭での学習を可能とするほか、学校の普通教室・特別教室等に高速無線LANを整備いたします。なお、本事業は全校において令和3年度より運用を開始する予定ですが、今年度はそれに先駆けて小中学校各1校をパイロット校に指定し、モデル的に実施をする予定となっております。

以上、簡単ではありますが、補正予算の説明を終わります。

本多教育長 本件について質疑願います。

鈴木委員 一般会計補正予算の17億円の内訳なんですけれども、小中生徒1人1台ということで、何人ぐらいの生徒で、タブレットが大体幾らぐらいなのか、それをお聞きしたいんですが。

大町学務課長 タブレットの台数についての御質問でございます。児童・生徒数として、おおむね3万3,000台ということでございますが、当然ながら、教員にも配付する必要がございます。あとは、故障等に備えての予備機といったものも考えておりますので、全体といたしましては3万8,000台程度と考えております。

端末の価格につきましては、今回のGIGAスクールの実施に当たりまして、国がGIGAスクールモデルといったものを業界に協力要請しております。それが、国の補助単価である4万5,000円をめぐるといいうことで、いずれのメーカーもGIGAスクールモデルといったものを用意しておりますけれども、本区につきましても4万5,000円と、これは本体価格ですけれども、その金額以内で調達を行う予定となっております。ただ、初期設定の費用ですとか保守の費用につきましては、また別途計上ということになります。

以上でございます。

鈴木委員 そうすると、4万5,000円ということは、レンタルではなくて、全部買入れて、故障とかそういうのは区の予算でやりなさいという考え方でしょうか。

大町学務課長 大変失礼いたしました。調達方法は、リースを考えております。ただ、リースの金額を試算するに当たって、本体価格は4万5,000円といったような回答となります。

以上でございます。

鈴木委員 分かりました。

本多教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

多額な予算を本補正で申請するというところで、教育委員会といたしましても、これを確実にこどもたちのために活用していくということをしつかり進めていきたいと思っております。

それでは、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより、報告事項に入ります。報告事項1、令和3年度生江東区奨学資金貸付運用方針についてを事務局より説明願います。

池田庶務課長 では、私から、令和3年度生江東区奨学資金貸付運用方針について御説明いたします。資料2を御覧ください。

去る10月15日、教育長を会長、区議会文教委員会委員長を副会長とする第1回江東区奨学資金貸付審査会を開催して、令和3年度生の募集に係る運用方針が決定いたしましたので御報告いたします。

まず、1番の予約採用基準です。(1)区内に居住する中学校3年生及び義務教育学校9年生で、高等学校等への進学を来年度希望する者であること、(2)学習成績がおおよそ平均点以上であること、それから(3)になります。本人の属する世帯の所得金額が、生活保護法による基準額の15割以下ということで所得制限を設けてございます。ただし、(2)と(3)につきましては、応募人数が採用予定人数に満たない場合は基準を緩和する予定でございます。

次に、2番の採用予定人数は70名を予定してございます。

3番の申請につきましては、区立中学校・義務教育学校に在学している希望者には学校を通じて申請していただきますので、今週の初め、各学校及び義務教育学校全員に向けての申込書の発送をしたところでございます。

一方で、その他、私立など中学校に在学する希望者については、直接教育委員会への申請となっており、ホームページや11月21日号の江東区報により、11月16日から12月15日までの受付など、申請手続について御案内する予定でございます。

次に、4番の貸付予約者の決定でございます。12月15日の締切りをした後、審査に入りまして、要件を満たす者について、来年度、2月上旬に開催する第2回の貸付審査会において決定する予定でございます。

恐れ入りますけれども、2ページ目を御覧ください。5番の貸付についてです。貸付けの額につきましては(2)になりますが、国公立においては月額8,000円、年額になりますと年額で9万6,000円、私立につきましては月額2万8,000円で年額33万6,000円となります。また、入学準備金といたしましては、国公立の場合は5万円、私立については10万円となっております。

最後に6番でございます。これまでの決定状況ですが、最近の傾向といたしましては、申込者数が減少傾向にありますことを御参考としていただければと思います。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

眞貝委員 予定人員を超えない場合ということですが、この申込者数を見ると、かなり減少しておりますよね。そういう場合は、全員基準の緩和と

ということで、採用基準に関わらず予約決定となるのでしょうか。

池田庶務課長 やはり一応、審査がございますので、内容は審査させていただきます。その中で、ある程度緩和基準というものを一定程度設けておまして、仮に応募者が少なかった場合には、緩和基準を適用して、決定をさせていただこうと考えているところがございます。その他に、審査会では、生徒本人の学習意欲や健康状態、学校長からの推薦内容などを総合的に考慮して、採用の可否を判断しております。
以上でございます。

眞貝委員 所得が高い方は別として、なるべく希望することもたちには、こういうことをちゃんとやってあげたほうがと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本多教育長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

進藤委員 大分申込者数が減っているという現状、その分析はなされているかと思うんですけれども、給付型というのも何年か前からいろいろと言われているんですけど、これは国の方針だと思うんですけど、江東区としてはどんな考え方が給付型につきましてあるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

池田庶務課長 給付型につきましては、現在といたしましては、委員御指摘のとおり、国もしくは東京都で制度が充実、拡充しているところがございます。江東区につきましては、まずは、国の状況、東京都の状況を勘案しながら、そもそも奨学金の在り方についても併せて検討していく必要がこれから出てくるのかなと考えております。
以上でございます。

本多教育長 よろしいですか。

進藤委員 はい、了解です。

本多教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、本報告を終了いたします。
続きまして、報告事項2、第2期教育推進プラン・江東（素案）について説明を願います。

池田庶務課長 では、私からは、報告事項2、第2期教育推進プラン・江東（素案）について御説明いたします。資料3を御覧ください。

まず初めに、検討の状況でございます。本プランの策定に向けましては、これまで教育に関する意識調査、さらに各種委員会を通して検討してきたところでございますが、このたび、別添の素案として取りまとめましたので、本日はその別添の内容について概要を御説明させていただきます。恐れ入りますが、別紙1を御覧ください。

それでは、表紙を1枚おめくりいただきまして、下段のページ、これは目次となっております。全部で4章の構成としておりまして、第1章が「教育を取り巻く動き」、第2章が「江東区の教育理念」、第3章は「江東区の未来を担うこどもを育む4つのテーマと10の施策」、そして、第4章が「4つのテーマにつながる教育のICT化」となっております。

では、改めて、第1章から順に御説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、右下にページが振ってありますので、このページに基づいて御説明します。

では、改めて1枚おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。最初に、「江東区の教育振興基本計画」と題しまして、まずは本プランの位置づけを示しております。下の3ページ目としては、「国際的な動き」としてのSDGsなどについて記載しております。1枚おめくりいただきまして、4ページ目、こちらは国や東京都の動き、そしてその下、5ページ目では「江東区の現状」といたしまして、年少人口が増えていること、さらに、こどもたちの多様化について記載してございます。

次の6ページ目でございますが、こちらは「新しい時代の到来」ということで、Society 5.0などについて記載しております。

次のページ、7ページが第2章の扉となりまして、8ページ、9ページ目をお開きください。こちらは見開きという形で、本区の教育理念について記載してございます。基本的には現行の教育理念を踏襲しておりますが、今回、改めて説明文を検討するとともに、今回、新たに「with… ～ともに～」というキーワードを設定いたしました。

次の10ページ、11ページを御覧ください。このページでは、教育理念を実現するために設定した4つのテーマ、そして、この4つのテーマにつながる教育のICT化についての説明文とイメージ写真を掲載してございます。

では、次の12ページ、13ページ目をお開きください。このページが本プランの全体像、前回の委員会でお示しした骨子ではございますが、素案の策定過程において、一部施策や取組内容について文言、内容を整理しております。

では、恐れ入りますが、14ページ、こちらから第3章、具体的な施策の内容となっております。

次の15ページはテーマ1の扉になりますので、16ページ、17ページ、次のページをお開きください。こちらが1番、施策の1「確かな学び」になります。このページを例として構成を御説明いたします。施策ごと

にその取組の内容について、まず上下見開きの2ページで記載する構成となっております。まず、上の16ページです。一番上のグレーの文字で記載する「『こうとう学びスタンダード』を基軸に、主体的・対話的で深い学びを通して、これからの時代に求められる資質・能力を育みます」とありますが、ここに、この施策1のポイントをワンフレーズで記載してございます。そして、その下の本文は3段構成としておりまして、最初に施策を取り巻く現状、2段目が意識調査を踏まえた課題、3段目に今後の取組の方針を記載しております。

ここで、この説明文の中に、文字が赤色と青色になっている部分がございます。青色の部分につきましては、このページにおけるキーワードでございまして、そのページの右下に用語説明を掲載しております。一方で、赤色になっている文字、「こうとう学びスタンダード(ネクストステージ)」「生きる力を育む特色ある教育」「連続した学びの保障」、こちらのキーワードにつきましては、17ページ下の右側、「主な取組内容」の①、②、③のこの取組の指針にリンクしているという内容でございます。

改めて16ページに戻りまして、左側の文章の下には、「成果指標」として目標値等々を記載してございます。また、右上には施策のイメージが湧くような江東区のこどもたちの写真を掲載しております。そして、このページの一番下には、関連するページのURLですとかQRコードを掲載しております。なお、前回の委員会でお示ししたものといたしましては、16ページの左上に、ちょうど施策の辺りに、小学校、中学校等のアイコンを示したところですが、やはりいろいろ施策の関わり度の関係ですとか、どの施策に該当するかという、その辺を細かく見てみますと線引きが曖昧になりましたので、この部分は省略、アイコンは表示を見送りとさせていただきます。

改めて、今度は17ページを御覧ください。左側には「現状と課題」として、教育に関する意識調査の調査結果ですとか、これまでの取組内容を記載してございます。その右側には、主な内容としての①から③の取組指針と、今度は、その具体的な取組の内容として、このページでは、取組の(1)から(9)まで記載してございます。また、取組(7)と(9)につきましては、教育委員会だけの取組ではなくて、ほかの部署との連携も図っておりますので、連携先の部署を記載してございます。

続きまして、1枚おめくりいただいて、18ページ、19ページを御覧ください。こちらは施策2「豊かな心」というところの記載でございまして、構成、この体裁、考え方につきましては、先ほどのテーマ1と同様でございまして、以下、このような組立てとして、次のページ以降の施策3、施策4と続いているところでございます。

改めて、22ページを御覧ください。こちらは教育スナップショット、これは、ある意味、コーヒーブレーク的な意味も込めましてコーナーを作成いたしました。このページでは、オリンピック・パラリンピック教育に

関する写真を掲載しております。もちろんこれも江東区のこどもたちを掲載してございます。

次に、23ページ、これはテーマ2の扉となりまして、24ページ、25ページ以降、こちらはテーマ1と同様に、各施策ごとに見開きのページを用いて、それぞれの取組について記載してございます。以下、おめくりいただきまして、テーマ4まで適宜、スナップショットなども組み込みながら、それぞれのテーマに即した取組内容を紹介しております。

少し飛びまして、43ページを御覧ください。ここからは第4章、「4つのテーマにつながる教育のICT化」についてでございます。この項目につきましては、前回の骨子の説明では、4つの区分としてお示しいたしましたが、内容を精査して、3つの区分としております。

では、恐れ入りますが、1枚おめくりいただいて、44ページを御覧ください。まず、1つ目の区分、こちらは「情報活用能力の向上」でございます。プログラミング教育を通じた取組について記載してございます。

次の45ページは、2番目の項目として、「新たな教育手法の確立」でございます。ICT機器を用いることで授業スタイルがどのように変化し、また、各教科においてどのような活用例が考えられるかを整理してございます。

おめくりいただきまして、46ページ、こちらはICTの3つ目です。「学校運営の効率化」でございます。ICTにより学校運営を効率化することで、教員がこどもたちと向き合う時間を確保するということが狙いとなっております。教員の負担軽減を図る取組などを整理してございます。

以降、47ページ以降は資料編となっております。取組別の担当課やこうとう学びスタンダードのネクストステージを掲載してございます。

次に、54ページ以降につきましては、こちらは教育推進プラン・江東の策定委員会に係る要綱ですとか委員さんの名簿、策定の経過等々を記載してございます。

以上、大変駆け足ではございますが、素案については以上でございます。なお、別紙2として、教育に関する意識調査につきましては、前回委員会でお示しした概要版の詳細をお示ししたものでございますので、後ほど御確認いただければと存じます。

では、ここで恐れ入りますが、改めて資料3にお戻りください。今後のスケジュールでございます。12月には区報やホームページを活用したパブリックコメントを実施いたしまして、その意見を踏まえながら、その後、2月から3月にかけて、本教育委員会をはじめ各種委員会に御報告しながら、3月末をめどに策定してまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。いかがでしょうか。何か感想でも。

鈴木委員 5ページ目の「こどもたちの多様化」というグラフがあるんですけども、これを見ていると、こどもの年少人口が順調にといえますか、20年後に向けて増加していくと書いてある。恐らくこれは人口統計か何かの根拠から出てきているんだと思うんですけども、一方、日本語の指導が必要な児童・生徒の推移というのが2年前から下がってきているというグラフになっているんですけども、ここの要因というのは、こどもが減ってきたとか、日本語を理解できる人が増える下支えがあったとか、どういう要因があったんでしょうか。

堀越教育支援課長 今、御指摘の日本語指導が必要な児童・生徒数、こちらは毎年、学校に調査をかけていて、取り出して、個別の日本語指導が必要なこどもの数ということで調査しているのがこのグラフになっています。順調に人口の増加とともに当然伸びてくることは想定しているんですけども、その中で、教育支援課では講師派遣、そして、様々な言語に対応した業務委託業者からの講師派遣、つまり、中国語の講師なんですけれども、それ以外のタガログ語であるとかロシア語であるとか、様々な言語があり、これは業務委託というところです。そのほかに、NPO法人と連携した日本語指導であるとか、大学のボランティアを活用した日本語指導、非常にチャネルを増やしてきているというところの成果があって、一定数のところで上げ止まったのではないかと推測しています。それで、令和元年度には少し減ったというところになっています。令和2年度については、これは一度帰国して戻らないという、コロナの関係で戻らないこどもの影響がここにあると分析しています。ただ、いずれは、また200人ベースに戻ってくるということを想定して対応しています。

以上です。

鈴木委員 というのは、私、前、ちょっと聞いたんですけども、小学校でも中学校でも、外国人の子が、例えば中国人とかがクラスの中で数が多くなってきて、グループになっちゃって、教室の中で中国語でお話をしていて、なかなか日本語の習得が進んでいないと。ある程度集団化しちゃっているような話を聞いたことがあるんですけども、そういうことは過去の話で、現状は心配ないということでしょうか。

堀越教育支援課長 まさに今、御指摘いただいたところ、現実としてはございます。学校によっては、地域に中国人の方が移住してくるコミュニティーができていますので、数として、やはり中国の方が多いい地域もあります。ただ、ここに挙げている数字というのは日本語の初期指導になりますので、入国してきて、基本的な会話がなかなか難しい子たちの数字になります。

す。今委員が御指摘いただいたのは、恐らく授業はぎりぎりついていけるけども、休み時間になると中国の方同士でしゃべってしまうという現象であって、授業中に中国語でしゃべるといったことではないわけですね。そういった学校につきましては、新たな策として、土曜・放課後学習教室等の中に、地域ボランティアのNPO法人から講師を派遣して、高校に行きたいというこどもたち、進路選択における、勉強言語を教えるような講座を新たに開設して成果を上げているという実績がありますので、そこを広げていきたいというところで取り組んでいるところです。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。今、御指摘があったグラフのところとか、現状、様々な意見を委員会等にもいただいているところで、今後、そこからまた少しずつブラッシュアップして、今、鈴木委員からもいただいた意見もございしますが、変更していくところがあるかなと思っています。今の日本語のこのグラフは、目盛りが1つ100で、左のほうは1目盛り5,000なんですよね。そういった部分でのグラフの見方というか、構成の仕方もあるとは思っています。今後、その辺のところも、委員から御指摘いただいたところも含めて、さらに、このプランをいいものにしていきながら、また今後、委員会にかけていきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

眞 貝 委 員 私ども、亀戸四丁目の北地区集会所で日本語教室やっておりますよね。この間、亀戸の同じ団地の会長さんが、その団地に中国の方がすごく多くて、そこに希望してもいっぱいに行かれないというようなお話を伺ったんですが、定員とかというのものもあるんでしょうけれども、もう少し数を増やすとかそういうようなことはいかがなものでしょうか。

堀越教育支援課長 今、まさに御指摘いただいたNPO法人と連携した日本語指導教室になります。これは、土曜日等に行われています。亀戸教室と、実は、この教育センターでも行っています、東陽町教室と2か所ございます。数年前が、亀戸のほうで集会所に入り切れなくて、かなり密な状態だったというところがあります。そこは瞬間的なところで、その後、人数が減ってきたために、昨年度については全て受入れ可能ということに移行してきました。そして、2月のコロナの時期からは、逆に中国の方がかなり集会所に行くことをためらうという傾向が強くて、一斉に来なくなった時期があります。ということで、その後、NPO法人のほうで、オンラインによる日本語指導を始めておりまして、通所ではなくて、現在はオンラインでやっていますので、希望者については全員対応できるということに移行しています。

以上です。

眞 貝 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

今回、これまでの教育推進プラン・江東を改定するという部分では、策定委員会でも御意見をいただきながら、事務局としても見やすく分かりやすく伝わりやすくというところで工夫をしてきているところで、横向きだったりとか文字数の削減だったりという部分も工夫してきているところでもあります。また、キーワードも、今まで俳句調でやっていたキーワードを、短く端的に表すという形にして、どなたでも覚えてもらえるというところを工夫してやってきているところです。今、眞貝委員からも御指摘があったところもありますが、多様化してきているこどもたちを誰一人取り残すことなく支援していくためにどうしたらいいかという部分も今後の大事な検討課題になってくると思うので、その辺のところも踏まえて、教育推進プラン、よりよいものにしながら、また報告ができればなと思っているところでございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3、令和2年特別区職員の給与に関する報告及び勧告についてを説明願います。

池 田 庶 務 課 長 それでは、私からは、資料4、令和2年職員の給与に関する報告及び勧告の概要について御説明いたします。特別区の職員の給与に関しましては、民間企業との均衡を図りながら、特別区人事委員会において、23区の各区長及び各議長に対して勧告を行いますが、今年度の給与に関しましては、10月23日に勧告がなされたので、その概要について人事委員会資料に基づいて御説明いたします。

まず、本年の勧告のポイントでございます。特別給、いわゆる期末勤勉手当でございますが、こちらは年間支給月数を0.05か月引き下げ、現行の4.65か月から4.60か月となります。このことに伴い、職員の年間平均給与は約2万円の削減となります。なお、今回の勧告につきましては、特別給のみの勧告で、月例給については別途必要に応じて勧告がなされる予定となっております。

では、改めて勧告の内容について御説明いたします。まず、民間給与の調査につきましては、先行して特別給の調査を行い、その後に月例給の調査を行っております。

次に、職員と民間従業員との給与の比較です。実態調査といたしましては、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所、こちらは約1万事業所ございますが、こちらから無作為抽出により、特別区内の1,107事業所を対象に行い、そのうち710の調査を完了して、その概要について比較しているところでございます。

その結果、公民比較につきましては、民間企業では4.6か月分、区職員は4.65か月分となり、民間企業が0.05か月分少ない結果となっております。このことを踏まえた改定の内容といたしまして、冒頭のポイントで御説明いたしましたとおり、特別給については、年間支給月数を0.05か月分引き下げることといたしまして、この対応については、12月に支給される期末手当から差し引きすることになっております。

以上、職員の給与に関する報告及び勧告の概要についてでございますが、職員の給与につきましては条例で定められております。そのため、現在、本件内容を踏まえた条例改正に向けた作業に着手しております。この作業の調整が終わり次第、別途、改めて本委員会において御審議いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4、「江東区SNS教育相談2020」の実施状況についてを説明願います。

堀越教育支援課長 恐れ入ります、資料5を御覧いただきたいと思っております。「江東区SNS教育相談2020」の実施状況について御報告いたします。

まず、目的でございますが、いじめ、不登校、友人関係、家庭環境など、様々な悩みを抱えながらも誰にも相談できない生徒に対して、SNSを活用した教育相談を実施し、問題の深刻化を未然に防止するものでございます。

実施概要でございますが、対象については中学校・義務教育学校（後期課程）の約8,000名を対象としております。実施期間ですが、令和2年4月13日月曜日から令和3年3月31日月曜日までの毎週月曜日に実施しています。そのほか、夏休み明け前後2週間、8月17日から8月31日までですが、この期間については悩みが深くなる時期というところで、連続して毎日実施しているところでございます。開設時間につきましては、午後5時から午後9時までというところで、通常、月曜日は授業がございますので、こどもが帰宅した後ということと、もう一つは、SNS学校ルール、あるいは家庭ルール等で、午後9時にはやめる、あるいは午後10時にはやめるというような一般的なそういったルールがございますので、対応できるように午後9時で一旦切るという形を取っているところでございます。

3の実施結果でございます。9月末現在ですが、登録者数については143名、登録率は全体の約1.8%ということで、全国平均的には1.2%程度ですので、登録率は上がってきたというところでございます。その中の相談者数については、113名ということが分かっています。これはア

カウントで分かるというところになります。相談件数については444件ですが、うち、実際に応答があるものについては111件となっています。応答なしで同じアカウントから何回かクリックして、ためらいではないですけども、相談できない子もたくさんいますけれども、逆に言うと、アクセスして安心してというところもあるかと思しますので、それも含めてということになります。

四角の中は111件の内訳でございます。1から13については、東京都の教育相談の分類に従って分類をさせていただいています。この中で、今年度は5番の「友人関係」というのが少し伸びてきたなというところがございます。こちらについては、臨時休業等があって、中学1年生に上がったけども新しい友達ができない状態で自宅にいるという状態が長期間ありましたので、中学1年生から友達ができるんだろうかという不安の相談が今年の傾向となりました。昨年度については、10の「学業・進路」というのが中学生の悩みのトップでしたけれども、今年は少し変わりました。14番の「その他」については、1から13に分類できないような内容、複雑な複合的な内容であると、あるいは、思春期特有の恋愛の相談等はこの14に入りますので、ここは数多くなっているところです。

4番、成果と今後について報告いたします。令和元年度の、昨年度の夏休み明けの短期間の2週間で実施した成果を受けまして、今年度は通年で拡充したことにより、生徒とのつながりを維持しながら継続的に相談できる体制を整えることができいております。113名の相談者のうち複数回相談する生徒が103名であります。つまり、91%がリピーターとなっているというところで、中でも、最多では29回相談してきたこともあり、継続的に相談を行うことによって、より深く生徒の悩みや不安に寄り添うことができていると捉えています。

今後ですが、案内カードを定期的に配布するなどの積極的な周知に努めてきたところでありますが、さらに、ともだち登録数や相談件数を増やしていくために、ポスターを作成して校内に掲示するなど、より発信に力を入れて周知の徹底を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。本件について質疑願います。

進 藤 委 員 初歩的なことで申し訳ないんですが、登録者というのは、どのようなシステムで登録者のカウントをしていくわけでしょうか。

堀越教育支援課長 年度当初に、カード型のQRコードが入っている案内カードと通知文を全ての生徒に配っております。年度の夏休み明けにももう一回配っています。そのQRコードにスマートフォンからアクセスすると登録ということになります。

進藤委員 それに登録者になるということですか。

堀越教育支援課長 はい。それで、ともだち登録という形になります。それが登録者数ということで表記をさせていただきました。
以上です。

本多教育長 ほか、いかがでしょうか。
夏休み前のところの毎日実施したというのがあったと思うんですけど、毎日実施したというところで土日が多分入っていると思うんですけど、先ほど課長から報告があった部分、毎週月曜日という部分については、こどもたちが月曜日って気持ちが何となく落ち込むというところもあって、月曜日という設定があると思うんですけど、1週間ずっと続けてみて、土日のアクセスとかという部分での、今後、月曜日じゃない日を選択することの可能性とか、その辺について、課としてはどうですか。

堀越教育支援課長 まず、月曜日に設定した理由から申し上げますと、昨年度の2週間の中で、月曜日に学校に行ったけども、とても苦しいとか、悩みの相談をしたいというアクセス件数がやはり月曜日が多かったものですから、通年の週1回のことについては月曜日が適切ではないかという判断でやらせていただいているところでございます。

もう一つは、土曜、日曜のアクセスというのも突出して多いということではなくて、実は昨年度も、土曜、日曜も5時から9時という夜の時間帯にやっているものですから、昼間ができないので、そういった意味では、突出して多いという傾向はございません。ただ、時間を間違えてアクセスを昼間にしてきた子に関しては、必ずカウンセラーからリターンをしている形を取っておりますので、土日の開設についても今後検討の余地はあるかなと考えています。

以上です。

本多教育長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5、令和3年度教育センターの改修工事についてを説明願います。

堀越教育センター所長 恐れ入ります、資料6を御覧いただきたいと思います。令和3年度教育センターの改修工事について御報告申し上げます。

1、工事内容ですが、教育センター、東陽図書館を含みますが、空調設備・給排水設備の更新やトイレ改修等の長期計画に基づく小規模改修工事を実施するものでございます。併せて、併設する東陽二丁目駐車場の改

修工事も行うものでございます。こちらについては経理課の所管となっております。

2、工事期間についてですが、令和3年7月から令和4年3月末を予定しているところであります。

3の周知方法でございますが、江東区報、ホームページ、図書館のホームページへの掲載、館内のポスター掲示、チラシ等の配布をし、あらかじめ早い時期から利用者に周知を進めてまいります。

4、その他でございますが、工事期間中に教育センター所管の事業は継続して実施いたします。しかしながら、騒音・振動の発生及び利用者の安全確保の観点から、研修室の貸出しについては制限することが想定されるものでございます。東陽図書館につきましては、閲覧室への立入り制限に加え、一定期間の休館も想定されるところでございます。現状では、工事の詳細について今後詰めるということになりますので、随時御案内を申し上げたいと思います。

以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

それでは、以上をもちまして、令和2年第11回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。